

# 会 費 細 則

伊平屋郷友会(照るしの会)

## <総則>

第1条 この伊平屋郷友会(以下「本会」という。)の会費については、会則第14条により、この細則で定める。

## <会費>

第2条 本会の会員の年会費は、次のとおりとする。

一般会員	1,000 円/年額
同居する家族会員	500 円/年額
賛助会員	2,000 円/年額

第3条 会費は、当該会計年度の2年間の合計を、一括を納入しなければならない。

第4条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第5条 納入方法は、主なイベント時に現金納入を原則とするが、金融振り込みも可とする。  
また、会員証カード発行申請時にその都度同時に納入も可とする。

## <会員証>

第6条 本会の会員には、申し出た方には会員証カードを発行します。  
ただし、会計年度毎の5月末日を有効期限とする。

第7条 会員証カードの発行は、1回につき、手数料500円とする。

第8条 会員証カードには、氏名、支部名、会員番号、顔写真を表記します。

第9条 会員の特典として、次の事項を施策しています。

1. 会員企業、商店などでの商品割引制度を設け、会員相互の利益を享受する。
2. 会員限定のフェリー運賃割引制度を導入し、伊平屋往來を活発化する。
3. その他、本会に関わる情報提供などの特典

## <補足>

第10条 この細則は、理事会の議を経て、変更することができる。

附則 1. この細則は、平成26年6月1日から施行する。